

壁紙の品質規格と安全性

SV規格
Standard Value (壁紙製品標準規格)



快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として壁紙工業会によって制定された自主規格です。

JIS規格 (壁紙: JIS A 6921)
Japanese Industrial Standards (日本産業規格)



日本の工業製品の品質安定を目的とした産業標準化法に基づき制定された国家規格です。

項目 NO.	試験項目		SV規格	JIS規格	
			規格値	規格値	
1	退色性 (号)		4以上	同左	
2	摩擦色落ち度 (級)	乾燥摩擦色落ち度	縦	4以上	同左
			横	4以上	同左
		湿潤摩擦色落ち度	縦	4以上	同左
			横	4以上	同左
3	隠蔽性 (級)		3以上	同左	
4	施工性		浮き及び割れがあってはならない		
5	湿潤強度 (N/1.5cm)	縦	5.0以上	同左	
		横	5.0以上	同左	
6	ホルムアルデヒド放散量 (mg/L)		0.2以下	同左	
7	重金属	砒素 (mg/kg)	3以下	—	
		鉛 (mg/kg)	20以下	—	
		カドミウム (mg/kg)	3以下	—	
		クロム (mg/kg)	20以下	—	
		水銀 (mg/kg)	2以下	—	
8	塩化ビニルモノマー (mg/kg)		0.1以下	—	
9	残留VOC	TVOC (μg/g)	100以下	—	
		*TEX芳香族 (μg/g)	10以下	—	

※TEXとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの略称です。

(使用原材料)

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	—
11	可塑剤	沸点が300℃以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPは使用しない。	—
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	—
13	溶剤	TEX (トルエン、キシレン、エチルベンゼン) は使用しない。	—

*上表は、各規格の規定内容を簡略化して一覧にしたものです。項目1～6は、両規格とも同じです。SV規格は、「JIS規格」やドイツの「RAL規格」などを基につくられた規格で、JISの基準品級に、より安全性を考慮して重金属やVOCなどの規定が追加されています。

*SV規格・JIS規格の内訳は変更になる場合があります。最新情報につきましては壁紙工業会及び日本壁紙協会ホームページをご確認ください。

建築基準法に基づくシックハウス対策壁について

建築基準法 一部改正 平成15年7月1日施行

対象は住宅、学校、オフィス、病院など、全ての建築物の居室

- 建築基準法第29条の2居室における化学物質の発散に対する衛生上の措置
「居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」
- 「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など、常時「人の居住しないことが明白」なものは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室とみなされます。
- 技術的基準の政令 第393号

規制対象物質 クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。
クロルピリホスに関する建築材料の規制 居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。
ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制 ① 内装仕上げの制限 ② 換気設備設置の義務付け ③ 天井裏などの制限

建築基準法の措置は化学物質の一部に対する規制です。

かび・ダニなどの生物系の起因物質やハウスダストの類にも換気・清掃などの配慮が必要です。

壁紙の品質規格と安全性

ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく、壁紙の種別区分について

ホルムアルデヒドを発散する建築材料は、発散速度性能に応じて次の4つの種別に区分されますが、「JIS認証」あるいは「大臣認定」を取得したF☆☆☆☆壁紙は「規制対象外」の建築材料として、面積制限を受けることなく、ご使用頂けます。

告示で定める性能区分	規制対象外	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド 発散速度 (チャンパー法数値)	5 µg/m ³ h以下	5 µg/m ³ h~20 µg/m ³ h以下	20 µg/m ³ h~120 µg/m ³ h以下	120 µg/m ³ h以上
対策マーク	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	対策マーク表示不可
壁紙の規格	大臣認定 JIS 認証	—	—	—
内装仕上げの制限	使用制限無し	使用面積の制限		使用禁止

日本壁装協会はシックハウス対策に取り組んでいます。

安心して壁紙をお使いいただくために、日本壁装協会では、JISまたは大臣認定を取得したホルムアルデヒド対策品の壁紙で協会に登録したものを、自主管理規定に基づき、製造から流通、施工の段階にいたるまで、品質情報の管理を行っています。

これから新築・リフォームをする場合は、JIS、JASまたは大臣認定によるホルムアルデヒド発散（放散）量の少ない建材を使いましょう。日本壁装協会の品質情報管理システムに登録されている壁紙は安心してご使用になることができます。

建築基準法では、全ての居室を対象に、1時間当たり0.5回の換気を行うことができる能力をもつ機械換気設備を設置することが義務付けられました。室内の化学物質濃度を低くするためには、この機械換気設備を24時間連続して運転することが基本となります。
※換気回数0.5回/hとは、2時間で1回居室内の空気が入れ換わることをいいます。

日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムがお役に立ちます。

<https://www.wacoa.jp/Hekisou/>

建築基準法による規制対象物質は、ホルムアルデヒド及びクロルピリホスの2物質です。従って建築基準法を満たせば、それで全ての室内空気汚染が防止できるわけではありません。また、建築基準法で定められたホルムアルデヒド対策を守れば、通常、ホルムアルデヒドの室内濃度が厚生労働省の指針値を超えることはないと考えられますが、特異な気象条件（例えば異常な高湿度）やシックハウス問題への配慮を欠くような建築物の使い方（例えば喫煙や開放型ストーブの使用、不適切な生活用品の使用など）によっては、例外的にホルムアルデヒドの測定濃度が指針値を超えることがあります。このため建築基準法の対策は、いかなる場合でも測定濃度が指針値を超えないことを保証するものではありません。

